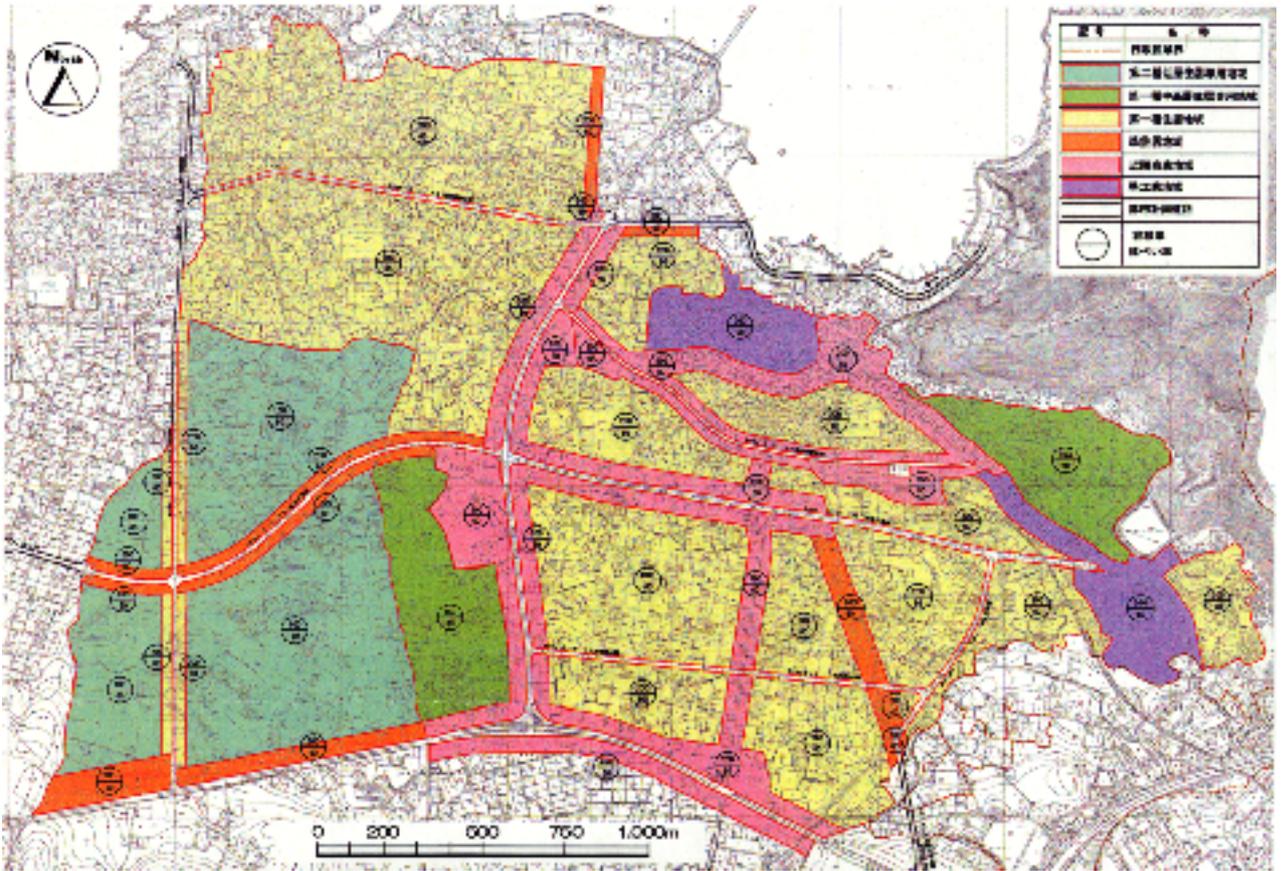


## 用途地域指定に関するお知らせ

12月号でお知らせしたとおり、船津、小立地区の一部について用途地域の指定を行います。指定に向け、現在都市計画決定の手続き中です。決定後はその地域の用途に適した建築物以外は建てることはできません。おおむね4月以降着工の建築物が対象となる予定です。今後用途地域内へ建築を計画されている方はご注意ください。詳しくは建設課都市計画係(72-1179)までお問い合わせください。また、後日詳細を記載したパンフレットを全戸配付いたしますのであわせてご活用ください。



### 第二種低層住居専用地域

幼稚園や診療所の他、床面積が150㎡以下の店舗や飲食店などの立地を認めつつ、主に低層住宅地としての良好な居住環境を保護していくための地域です。

建ぺい率は60%、容積率は100%とし、建築密度が比較的低い自然環境と調和した居住環境の維持創出を図ります。

### 準住居地域

幹線的な道路の沿道において、車両販売店や作業場の床面積が150㎡までの修理工場など、自動車関連施設等と住宅系建築物との調和を図りつつ、居住環境を保護するための地域です。

建ぺい率は60%、容積率は200%とし、主要な道路の沿道にふさわしい住宅系市街地の保護、形成を図ります。

### 第一種中高層住居専用地域

専門学校や病院を含む公益的施設やこれらに関連する事務所などの立地を認めながら専用住宅地としての良好な居住環境を保護していくための地域です。

建ぺい率は60%、容積率は150%とし、建築密度が低い自然環境と調和した居住環境の維持創出を図ります。

### 近隣商業地域

近隣の住宅地の居住者等に対する日用品の供給や比較的小規模な工場等をも含む幹線的な道路沿いの商業・業務・サービス系施設の利便の増進するための地域です。

建ぺい率は200%とし、容積率については現況特性を勘案し河口湖駅周辺部については80%、その他地域は60%とします。

### 第一種住居地域

床面積が3,000㎡までの店舗や事務所、ホテルや作業場の床面積が50㎡までの小規模な工場等の立地を認めながら住宅地としての環境を保護するための地域です。

建ぺい率は60%、容積率は200%とし、建築密度の緩和を推し進めることにより、より良好な居住環境の維持創出を図ります。

### 準工業地域

既存の軽工業施設や地場産業等の工場などと住宅とが混在する地域において、主として市街地環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するための地域です。

建ぺい率は60%、容積率は200%とし、周辺環境と調和した、より良好な沿道型産業環境の維持創出を図ります。

休日・夜間の救急医の問い合わせ先 23-4444 (富士五湖消防本部テレホンサービス)  
平日 午後5時～、土曜日 12時から、日曜・祝祭日 午前8時～



ISO 14001 認証取得

地球環境にやさしい町づくりを進めています。

